

伊賀市建設工事における技術者等配置基準

平成 26 年 5 月 1 日施行
平成 27 年 6 月 1 日改正
平成 28 年 6 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 1 月 1 日改正
令和 8 年 4 月 1 日改正

1 趣旨

建設工事の適正な施工を図るためには、工事現場に一定の資格経験を持つ技術者を置くことが必要であることから、工事現場における技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）及び監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 315 号）で規定されており、また、本市においては、現場代理人の常駐を伊賀市建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）により求めているところである。

これらに定めがあるもののほか、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る現場代理人、主任技術者等の配置に関する基準は次のとおりとする。

2 現場代理人について

(1) 資格

法には、現場代理人の資格に関する規定はないが、契約約款で現場代理人の適正な職務執行を求めていることから、当該施工業種に係る資格を有するか、過去に同種工事の現場代理人等の経験を有することが望ましい。

(2) 雇用

現場代理人は、受注者の代理として工事現場の運営や取締りなどを行うものであることから、原則として工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置することとする。

恒常的な雇用関係とは、一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(3) 配置期間

現場代理人の配置期間は、当該工事の着手日から完成報告書の受理日までとする。

(4) 常駐の定義

常駐とは作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることをいう。

(5) 工事現場が点在する場合の常駐の取扱い

一つの契約で複数の施工箇所がある場合の常駐については、現に作業を行っている箇所に滞在していることを原則とする。

ただし、現場管理等の理由により他の工事箇所滞在する場合は、監督員と常に連絡が取り得る状態を確保しておくこと。

(6) 常駐義務の緩和

次に掲げる期間については、常駐を要しないものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確となっていなければならない。

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④①から③までに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(7) 工事の兼任

次に掲げる①から④の条件を全て満たす工事については、合計で2件まで兼任を認めることができるものとする。

ただし、災害復旧工事については別に定めるものとする。

また、兼任配置を認めた工事において、施工管理体制が不十分等の理由で兼任が適当でないと判断した場合は、発注者は兼任配置の解除をすることができる。

①兼任する工事の請負金額がいずれも500万円未満であること。

②特記仕様書等に現場代理人の兼任ができない旨の記載がないこと。（兼任できないこととする場合は、入札公告又は指名通知において、その旨明示する。）

③発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること。

④発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

(8) 現場代理人の変更

契約締結時に提出した現場代理人の変更は、その者の職務執行が不適當である場合を除き認めない。

ただし、病気や退職等の特別な事情がある場合はこの限りではないが、変更せざるを得ない事情が発生したときは書面により申出を行い、発注者の了解を得ること。

(9) 主任技術者等との兼任

契約約款の規定により、現場代理人と主任技術者等は兼ねることができる。

(10) 営業所技術者等との兼務

兼務する工事の請負金額が1件あたり500万円未満の場合に限り兼務を認めることができるものとする。

3 主任技術者等について

(1)主任技術者等の配置

建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物・工事仮設物・工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害・労働災害の発生防止のための安全管理・労務管理等を行うため、受注した工事の請負金額又は下請金額に応じて、法に従い主任技術者等を配置すること。

また、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事にあつては、工事現場ごとに専任（他の工事との兼任不可）で配置しなければならない。（営業所技術者等・実務経験者は配置できないものとする）

なお市内・準市内業者が配置する技術者は、一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日より3ヶ月前から本市に登録のある者とする。

(2)配置期間

主任技術者等の配置期間は、当該工事の着手日から完成報告書の受理日までとする。

(3)主任技術者等の要件等

主任技術者等となるための要件及び主任技術者等となりうる国家資格等は別紙1～3のとおりとする。

なお発注に際し、公告等において公共工事の経歴を求めている場合は、監理技術者又は主任技術者としての経歴とし、現場代理人としての経歴は有資格者のみ有効とする。

(4)主任技術者等の変更

2-(8)現場代理人の変更に準じる。

(5)主任技術者等の専任期間等

主任技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間等については、監理技術者制度運用マニュアルに示されていることから、主任技術者等は同マニュアルに基づき適正に配置すること。

ただし、受注者の責に帰さない事由により工事を一時中止する場合の期間は含まないものとする。

(6)直接かつ恒常的な雇用関係

主任技術者等は、受注口数の増加を目的としたペーパーカンパニー等の不良不適格業者を排除し、適正な施工を確保するため、工事を請け負った企業と一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日以前に3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。（他社からの在籍出向者、派遣社員等は配置不可）

別紙1【営業所専任技術者・現場技術者（主任技術者・監理技術者）となるための要件】

		要 件
○ 一 般 建 設 業 の 任 技 術 者	○ 主 任 技 術 者	1) 下記の実務経験を有する者 ① 高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ② 高等専門学校指定学科卒業後 3年以上 ③ 大学の指定学科卒業後 3年以上 ④ 上記以外の学歴の場合 10年以上 2) 1)と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認められる者 →1級及び2級施工管理技士等の国家資格者等
	○ 特 定 建 設 業 の 営 業 所 専 任 技 術 者	指定 1) 1級施工管理技士等の国家資格者 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負、その請負金額の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 3) 1)と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認められる者 指定 1) 1級施工管理技士等の国家資格者 2) 1)と同等以上の能力を有する者と認められる者 →国土交通大臣特別認定者

※ 指定学科：建設業の種類ごとに定められている、当該建設業に密接に関連した知識及び技術等を学習することができると思われる学科（別紙2参照）

※ 国家資格：監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等（別紙3）を参照して下さい。

※ 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

別紙2【指定学科】

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学、又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙3

指定建設業

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

資格区分		建設業の種類		建設業の種類														解体 ※ 3														
				土	建	大	左	と	屋	電	が	鋼	鉄	舗	し	板	ガ		塗	防	内	機	熱	電	造	さ	建	水	消	清		
建設業法「技術検定」	合格証明書	1級建設機械施工技士		○				○																								
		2級建設機械施工技士(第一種～第六種)		○																												
		1級土木施工管理技士		○				○	○																		○		○			
		2級土木施工管理技士		種別	土	木																										
				鋼構造物塗装																												
		1級建築施工管理技士		種別	建	築																										
				躯体																												
		2級建築施工管理技士		種別	仕	上	げ																									
				○																												
		1級電気工事施工管理技士									○																					
		2級電気工事施工管理技士									○																					
		1級管工事施工管理技士										○																				
		2級管工事施工管理技士										○																				
		1級電気通信工事施工管理技士																						○								
2級電気通信工事施工管理技士																						○										
1級造園施工管理技士																							○									
2級造園施工管理技士																							○									
建築士法「建築士試験」	免許証	1級建築士			○	○			○			○	○					○														
		2級建築士			○	○			○				○						○													
		木造建築士				○																										
技術士法「技術士試験」	登録証	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く)・総合技術監理「建設」(鋼構造及びコンクリートを除く)		○				○					○	○									○						○			
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」		○				○						○	○									○						○		
		農業「農業土木」・総合技術監理「農業-農業土木」		○				○																								
		電気電子・総合技術監理「電気電子」									○												○									
		機械(「流体工学」「熱工学」を除く)・総合技術監理「機械」(流体工学、熱工学を除く)																			○											
		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械-流体工学」又は「機械-熱工学」										○									○											
		上下水道(「上水道及び工業用水道」を除く)・総合技術監理「上下水道」(上水道及び工業用水道を除く)										○															○					
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										○														○		○				
		水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」		○				○							○																	
		森林「林業」・総合技術監理「森林-林業」																							○							
		森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」		○				○																	○							
		衛生工学(「水質管理」「廃棄物管理」を除く)・総合技術監理「衛生工学」(水質管理、廃棄物管理を除く)													○																	
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学-水質管理」													○																	
衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学-廃棄物管理」												○																				
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士							○																							
		第2種電気工事士								○																						
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者(1種・2種・3種)		実務経験	3年 ※ 2					○																						
		電気主任技術者		実務経験	5年 ※ 2						○																					
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験」	資格者証	電気通信主任技術者		実務経験	5年 ※ 2																○											
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	給水装置工事主任技術者		実務経験	1年 ※ 2					○																						
消防法「消防設備士試験」	免状	甲種消防設備士																								○						
		乙種消防設備士																									○					

建設業の種類		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	が	鋼	鉄	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	熱	電	造	さ	建	水	消	清	解	
		木	築	工	官	び	工	根	気	管	タ	構	筋	装	ゆ	金	ラ	装	水	上	置	緑	通	園	井	具	道	防	掃	体	
資格区分 職業能力開発促進法 「技能検定」	合格証書	建築大工			○																										
		型枠施工			○																										
		左官				○																									
		とび・とび工					○																								○
		コンクリート圧送施工					○																								
		ウェルポイント施工					○																								
		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管									○																				
		給排水衛生設備配管									○																				
		配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工									○																				
		建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)							○		○						○														
		タイル張り・タイル張り工										○																			
		築炉・築炉工・れんが積み										○																			
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○																			
		石工・石材施工・石積み						○																							
		鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製缶											○																		
		鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)												○																	
		工場板金																													
		建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)							○								○														
		板金・板金工・打出し板金															○														
		かわらぶき・スレート施工							○																						
		ガラス施工																	○												
		塗装・木工塗装・木工塗装工																		○											
		建築塗装・建築塗装工																		○											
		金属塗装・金属塗装工																		○											
		噴霧塗装																		○											
		路面標示施工																		○											
		量製作・量工																				○									
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工																				○									
		工・表装・表具・表具工																				○									
		熱絶縁施工																					○								
	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																						○				○				
	造園																								○						
	防水施工																			○											
	さく井																										○				
その他	合格証書	建築設備士								○	○																				
	合格	地すべり防止工事士					○																								
	合格	計装士																													
	合格	基礎ぐい工事					○				○	○																			
	合格	解体工事施工技士																												○	

*等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものは、実務経験1年以上。

資格区分		建設業の種類	建設業の種類																																
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	が	鋼	鉄	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	熱	電	造	さ	建	水	消	清	解				
			木	築	工	官	び	土	工	根	気	管	が	鋼	鉄	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	熱	電	造	さ	建	水	消	清	解			
資格区分 基礎技能講習 *建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基礎技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。 なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。	講習修了証	登録電気工事基礎技能者									○													○											
		登録橋梁基礎技能者					○							○																					
		登録造園基礎技能者																									○								
		登録コンクリート圧送基礎技能者					○																												
		登録防水基礎技能者																					○												
		登録トンネル基礎技能者					○																												
		登録建設塗料基礎技能者																			○														
		登録左官基礎技能者					○																												
		登録機械土工基礎技能者					○																												
		登録海上起重基礎技能者																○																	
		登録PC基礎技能者					○										○																		
		登録鉄筋基礎技能者															○																		
		登録圧接基礎技能者															○																		
		登録型枠基礎技能者					○										○																		
		登録配管基礎技能者												○																					
		登録薫・土工基礎技能者								○																									
		登録切断穿孔基礎技能者								○																									
		登録内装仕上工事基礎技能者																					○												
		登録サッシ・カーテンウォール基礎技能者																						○						○					
		登録エクステリア基礎技能者							○	○					○																				
		登録建築板金基礎技能者										○								○															
		登録外壁仕上基礎技能者						○														○	○												
		登録ダクト基礎技能者												○									○	○											
		登録保温保冷基礎技能者													○											○									
		登録グラウト基礎技能者								○																									
		登録冷凍空調基礎技能者												○																					
		登録運動施設基礎技能者								○									○																
登録基礎工基礎技能者								○																											
登録タイル張り基礎技能者													○																						
登録標識・路面標示基礎技能者								○												○															
登録消火設備基礎技能者																																○			
登録建築大工基礎技能者						○																													
登録硝子工事基礎技能者																																			

◎：監理技術者（又は特定建設業の営業所専任技術者）となりうる国家資格等

○：主任技術者（又は一般建設業の営業所専任技術者）となりうる国家資格等

※1：「汚物処理」は昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。

※2：表中の「実務経験」は合格後の実務経験年数をいう。

※3：解体工事について、技術検定に係る資格（平成27年度までの合格者）及び技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

○建設工事における技術者配置基準

		現場代理人	主任技術者(監理技術者)
請負金額500万円未満 (建築一式は1,500万円未満)	手持ち	2件 (災害は5件まで)	3件 (災害は含めない)
	兼務	主任技術者との兼務 ○	現場代理人との兼務 ○
	営業所 技術者	○	○
請負金額500万円以上4,500万円未満 (建築一式は1,500万円以上9,000万円未 満)	手持ち	1件 (現場常駐)	2件 (災害は2,500万未満は含めない)
	兼務	主任技術者との兼務 ○	現場代理人との兼務 ○
	営業所 技術者	×	○
請負金額4,500万円以上 (建築一式は9,000万円以上)	手持ち	1件 (現場常駐)	1件 (専任配置)
	兼務	主任技術者との兼務 ○	現場代理人との兼務 ○
	営業所 技術者	×	×